

安倍元首相の「国葬」の実施をしないことを求める意見書（案）

安倍元首相が参議院議員通常選挙の遊説中に銃撃を受けたことに関し、去る7月14日に、本町議会として「最大限の非難をする」決議を全員の意思として表明した。

しかしその一方で、岸田文雄内閣は、9月27日に安倍元首相の「国葬」を実施することを、7月22日に閣議決定した。

「国葬」実施の理由として、憲政史上、総理大臣の在任期間が最長であることや、内政・外交の実績などがあげられている。しかし、安倍元首相の政治実績に関する評価は、国民的には一致するものではない。また、そのような状況下で「国葬」を実施することは、安倍元首相の政治的立場や姿勢を国家として、全面的に是認し容認することにつながる。

「国葬」実施についても、国民の意見は各種世論調査を見ても、賛否は大きく分かれている。そもそも、戦前の「国葬」の法的根拠であった「国葬令」は1947年には失効し、岸田文雄内閣が法的根拠としている、内閣府設置法第4条は内閣府の「所掌事務」を決めたものであり、「国の儀式」に関する自由裁量を認めたものではなく、手続上も明確に違反している。

安倍元首相に対する弔意を「国葬」という形で行うことは、事実上、個々の国民に弔意を強いることにもつながりかねない。弔意を表すということは、誰に対するものであっても、その個人の内心の自由に関わることであり、国家として求めるべきではない。

以上の点を指摘し、安倍元首相の「国葬」の実施をしないことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月16日

京都府精華町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、内閣
官房長官